

令和2年6月22日	
資料提供	
担当課	循環型社会推進課
担当者	山田、辻内
電話	073-441-2675

わかやまごみゼロ活動を募集します！！

4月1日に施行しました「和歌山県ごみの散乱防止に関する条例」第3条第2項に基づき、ごみの散乱の防止についての県民意識の高揚とともに、県民及び県内事業者の自主的な清掃活動の促進を目的とした「わかやまごみゼロ活動応援制度」を制定しました。

つきましては、県民の皆様及び県内事業者の方が取り組んでくださるわかやまごみゼロ活動を募集します。

記

1 制度の概要

県民及び県内事業者が実施しようとするごみの散乱防止に関する活動（清掃活動等）を「わかやまごみゼロ活動」として認定し、当該活動を支援することにより、ごみの散乱に対し、県民が一丸となって取り組む運動を作り出していきます。

支援の内容は次のとおりです。

- ・県ホームページ等で当該活動を情報発信します。
- ・トンクなどのごみ拾い用の資機材を貸与します。
- ・啓発グッズを提供します。

2 申請窓口・方法

和歌山県庁 循環型社会推進課（申請書類を持参又は郵送）
（〒640-8585 和歌山市小松原通1-1）

3 認定対象

県民及び県内事業者が実施しようとする自主的な清掃活動
※認定には要件があります。

4 その他

詳細は、別添のわかやまごみゼロ活動制度実施要領又は当課ホームページでご確認ください。

* <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031800/wakayamagomizero.html>

和歌山県ごみの散乱防止に関する条例

和歌山県では、廃棄物の適正な処分、再利用による減量化を推し進めていますが、依然として一部が不法投棄などにより適正に処理されていません。また、近年海洋プラスチックごみ問題がクローズアップされており、不法投棄されたごみは最終的に海洋へと拡散し、これらと密接に関連しています。このことから、県土全体の広域的な環境の保全、また将来にわたり県民にとって健康で文化的な生活を構築していくために、「和歌山県ごみの散乱防止に関する条例」を制定し、4月1日から施行しました。

和歌山ごみの散乱防止強調ウィーク

和歌山県ごみの散乱防止に関する条例制定を契機に、6月24日から30日までの1週間を和歌山ごみの散乱防止強調ウィークと定め、ごみの散乱防止に関して必要な啓発を行います。

わかやまごみゼロ活動応援制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、わかやまごみゼロ活動応援制度の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 和歌山県ごみの散乱防止に関する条例第3条第2項に基づき、県民及び事業者が実施するごみの散乱防止に関する活動を「わかやまごみゼロ活動」（以下、「ごみゼロ活動」という。）として認定し、その取組を県が広く県民に周知するなどの応援を行うことにより、ごみの散乱の防止についての県民意識を高揚するとともに、県民及び県内事業者の自主的な清掃活動の取組拡大を促進することを目的とする。

(和歌山県の取組)

第3条 和歌山県知事（以下「知事」という。）は、次の各号の取組を通してごみの散乱の防止についての県民意識を高揚するとともに、県民及び県内事業者の自主的な清掃活動の取組拡大に努める。

- (1) わかやまごみゼロ活動応援制度の普及。
- (2) ごみゼロ活動の県ホームページやその他県が作成する広報媒体による情報発信。
- (3) ごみゼロ活動についての広報物等への「わかやまごみゼロ活動」の文言を掲載することの許可。
- (4) ごみゼロ活動実施者へのごみの散乱の防止についての啓発物の提供、貸与。

(ごみゼロ活動実施者の取組)

第4条 ごみゼロ活動を実施しようとする者、又は実施した者は、次の各号の取組を通してわかやまごみゼロ活動応援制度の普及啓発に努める。

- (1) 広報物等に「わかやまごみゼロ活動」の文言を掲載することによる普及啓発。
- (2) 実施したごみゼロ活動の取り組み報告。
- (3) その他和歌山県が実施するごみの散乱防止に関する施策への協力。

(認定の要件)

第5条 知事は、下記に定める要件を満たしていると判断した活動又は活動予定をごみゼロ活動に認定することができる。

- (1) 和歌山県内の公共の場で実施されるものであること。
- (2) 和歌山県ごみの散乱防止に関する条例第1条に適合するものであること。
- (3) 特定の政治団体・宗教法人等の活動に関するものでないこと。
- (4) 営利を目的としたものでないこと。
- (5) 活動を実施されるにあたり、事故等の防止に努めるとともに十分な安全管理体制を確保しているものであること。
- (6) 活動を実施しようとする者又は実施した者が暴力団員又は暴力団密接関係者と関与していないこと。
- (7) その他活動又は活動予定が認定を受けることが適当でない事由が存在しないこと。

(認定の申請)

第6条 前条の認定を受けようとする者は、「わかやまごみゼロ活動認定申請書(様式第1号)」に次の書類を添えて、知事に提出するものとする。

- (1) 活動又は活動予定の実施団体の概要がわかる書類。法人格を有さない場合には、「わかやまごみゼロ活動実施団体報告書(様式第2号)」。
- (2) 活動又は活動予定の内容に清掃活動以外のものが含まれる場合は、活動又は活動予定の内容がわかる書類。
- (3) その他、知事が必要とする書類。

(認定の決定)

第7条 知事は、事業者から提出された申請書の内容を審査し、第5条の認定要件のいずれにも適合していると判断したときは「わかやまごみゼロ活動認定証(様式第3号。以下「認定証」という。)」を申請者に交付するものとする。

- 2 知事は前項の審査のため、当該申請者に聞き取り調査を求めることができるものとする。

(認定内容の変更)

第8条 ごみゼロ活動の認定を受けた者は、申請した内容に変更が生じたときは、ただちに知事に報告を行わなければならない。

- 2 知事は報告を受けたのち、必要に応じて書類を提出させることができる。
- 3 知事は変更により、第5条に定める要件を満たさないと判断した場合は、当該認定を取り消すことができる。

(認定の辞退)

第9条 知事は、ごみゼロ活動の認定を受けた者から「わかやまごみゼロ活動認定辞退届(様式第4号)」により、認定辞退の届けがあったときは、これを受領するものとする。

- 2 認定を辞退する者はただちに「認定証」及び提供、貸与された啓発物を知事に返還するとともに、「わかやまごみゼロ活動」の文言を掲載した広報物を破棄しなければならない。

(認定の取消し)

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当したときは、ごみゼロ活動の認定を取消すことがある。

- (1) 第5条の要件に該当しないことが明らかになったとき。
 - (2) 第6条による申請内容に虚偽があったとき。
 - (3) その他活動又は活動予定及び実施しようとする者に認定が適当でない事由が生じたとき。
- 2 知事は、前項に基づき取消したときは、ごみゼロ活動の認定を受けた者に通知するものとする。
 - 3 認定を取消された者は「認定証」及び提供、貸与された啓発物を知事に返還するとともに、「わかやまごみゼロ活動」の文言を掲載した広報物を破棄しなければならない。

(名称の使用)

第11条 「わかやまごみゼロ活動」の文言を使用しようとする者は、事前に知事に報告し、許可を受けなければならない。

- 2 知事は報告を受けたのち、必要に応じて書類を提出させることができる。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

わかやまごみゼロ活動認定申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

所在地（住所） 〒

団体名

代表者名（氏名）

印

和歌山県ごみの散乱防止に関する条例の趣旨に賛同し、下記の活動をわかやまごみゼロ活動として認定いただきたく思いますので、下記の通り申請いたします。

また、下記の申請事項については事実と相違なく、活動の実施においては遵守事項を遵守します。

記

1 活動の名称							
2 開催日時	年	月	日	～	年	月	日
	時		分	～	時		分
3 開催場所	住所：						
4 活動内容 (複数選択可)	街頭清掃	海岸清掃	河川・池清掃	その他	※その他の活動（清掃活動以外のもの）が含まれる場合は、活動又は活動予定の内容がわかる書類を添付すること。		
5 参加者数 (予定人数)							
6 一般参加者の募集 ※有の場合は参加対象者の区分を教えてください。(広報を行う際の参考といたします。)	有			無			
	参加対象者の区分	小学生	中学生	高校生	一般		
		※保護者の同伴の要否		要	不要		
7 費用徴収の有無 ※有の場合は徴収の理由を記載。	有			無			
	費用徴収の理由：						
8 他の後援等依頼先 及び依頼内容	依頼先 依頼内容						
9 物品の提供、貸与 希望	有			無			
	※物品は数に限りがありますので、提供の可否および提供する物品の数についてご希望に添えない場合がありますこと、ご了承ください。						
10 連絡先	住所	〒			市		
	担当者			電話番号			

【遵守事項】（下記の項目を確認の上、チェックを入れてください）

- 本活動は特定の政治団体・宗教法人等の活動に関するものではありません。
- 本活動は営利を目的としたものではありません。
- 本活動を実施するにあたり、事故等の防止に努めるとともに十分な安全管理体制を確保します。
- 本活動の実施団体には暴力団員又は暴力団密接関係者と関与するものは所属していません。

※添付書類

- ① 実施団体の概要がわかる書類（規約・会則・定款・寄付行為等いずれか、及び役員名簿）
※役員名簿には住所、氏名、職業を明記。
※法人格を有さない場合には、わかやまごみゼロ活動実施団体報告書（様式第2号）
- ② 活動又は活動予定の内容に清掃活動以外のものが含まれる場合は、計画書・実施要項・企画書・プログラム等いずれか
※書類には活動の内容、実施スケジュール、使用する物品、安全管理体制を明記。
- ③ 収支予算書
※活動又は活動予定の内容に清掃活動以外のものが含まれず、費用徴収もない場合は省略可。

循 第 号
年 月 日

(団体名)
(代表者名) あて

和歌山県知事

わかやまごみゼロ活動認定証

年 月 日付けで申請のあった下記の活動については、わかやまごみゼロ活動として認定し、当該活動についての広報物等へ「わかやまごみゼロ活動」の文言を掲載することを許可します。

記

1 認定する活動

- (1) 活動の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 活動内容

2 認定の条件

次の(1)から(3)までの事項に違反した場合には、認定を取り消すことがあります。

- (1) わかやまごみゼロ活動応援制度実施要領第5条の要件に該当しないことが明らかになったとき。
- (2) わかやまごみゼロ活動応援制度実施要領第6条による申請内容に虚偽があったとき。
- (3) その他活動又は活動予定及び実施しようとする者に認定が適当でない事由が生じたとき。

わかやまごみゼロ活動認定辞退届

年 月 日

和歌山県知事 様

所在地（住所） 〒

団体名

代表者名（氏名）

印

年 月 日付けで認定の申請を行い、年 月 日付けでわかやまごみゼロ活動としての認定を受けた下記の活動について、認定の辞退をしたいと思いますので、届け出ます。

なお、わかやまごみゼロ活動応援制度実施要領の規定に基づき、「認定証」及び提供、貸与された啓発物をただちに返還するとともに、「わかやまごみゼロ活動」の文言を掲載した広報物を破棄いたします。

記

○認定を辞退する活動

1 活動の名称	
2 開催日時	年 月 日 ～ 年 月 日 時 分 ～ 時 分
3 開催場所	住所：

○認定を辞退する理由

--